

2021年（令和3年）2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に関すること
に係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）2月1日付けで諮問（第1056号）された東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過について

本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会藤沢市支援方針及び藤沢市大会関連ボランティア等実施計画を策定し、未来に向けたレガシーを創出することを掲げ、様々な分野のボランティア団体が横断的に連携することができる体制の整備を計画している。

計画の実現に向け、ボランティア募集团体（以下「団体」という。）とボランティア活動を希望する個人（以下「活動希望者」という。）がつながり、いつでも、だれでも、気軽にボランティア活動に参加しやすい環境の整備を目的とした民間事業者への業務委託を行い、本市独自のウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を作成し、運用する。

ウェブサイトにおいて、団体及び活動希望者の会員登録機能、ボランティア活動への応募及び受付を行うマッチング機能並びに情報発信機能の構築を予定していることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

ウェブサイトの構築により、多くの情報の迅速かつ正確な把握、管理及び処理を可能とすることで、団体と活動希望者がつながり、ボランティア活動を促進する環境が整備されることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う情報の項目

(ア) 活動希望者の情報

- a 氏名（必須項目）
- b 利用IDとなる電子メールアドレス（必須項目）
- c パスワード（必須項目）
- d 性別（任意項目）
- e 年代（任意項目）
- f 郵便番号（任意項目）
- g 興味のあるボランティア活動分野（任意項目）
- h ボランティア活動の経験歴（任意項目）
- i 新着ボランティア情報の自動メール受信希望（任意項目）

(イ) 団体の情報

- a 団体名（必須項目）
- b 利用IDとなる電子メールアドレス（必須項目）
- c パスワード（必須項目）
- d 代表者名（必須項目）
- e 担当者名（任意項目）
- f 電話番号（任意項目）

ウ コンピュータ処理の概要について

(ア) 会員登録・マイページ機能

団体及び活動希望者は、ウェブサイトの利用に当たり、所定のフォームから必須項目及び任意項目を入力し、仮登録を行う。仮登録後、ウェブサイトから自動で仮パスワード及び本登録用ウェブページのリンクが電子メールにより通知され、本登録用ウェブページにアクセス後、パスワードを設定することで、本登録が完了する。

本登録後、団体はボランティア募集情報の掲載が可能になり、

活動希望者は活動したいボランティアに応募が可能になる。

また、会員登録によりマイページが付与され、団体はボランティア募集情報の管理や団体紹介ページの作成、更新等を行い、活動希望者は応募情報の照会、活動履歴の確認及び登録情報の更新等を行う。

(イ) ボランティア活動のマッチング

活動希望者は、ウェブサイトに掲載されているボランティア募集情報掲載ページから、応募を行う。活動希望者が応募をすると、ウェブサイトから活動希望者に受付完了の電子メールが自動で通知され、団体に活動希望者が登録した氏名及び電子メールアドレスが記載された電子メールが自動で通知される。なお、ボランティア募集情報については、ウェブサイトにおいて一般公開されているため、だれでも閲覧することができるが、応募においては、会員登録を必要とする。

(ウ) 情報発信

団体がボランティア募集情報を掲載する際に、募集情報の詳細（ボランティア活動分野、年代、性別等の募集対象）を設定することで、活動希望者が登録した任意項目（興味のあるボランティア活動分野、年代、性別等）と条件が合致する情報については、ウェブサイトから募集情報掲載メールが活動希望者に自動で通知される。なお、この募集情報掲載メールについては、活動希望者が受信希望の有無を選択することができる。

(エ) 管理権限

a 会員情報の処理

市は、団体及び活動希望者からの問い合わせによる登録情報の確認や修正依頼等の対応に当たり、ウェブサイトの管理者専用画面から、団体及び活動希望者の登録情報を確認し、修正及び削除を行うことができる。登録情報の重複データ確認や修正作業など、処理するデータが膨大である場合は、ファイルのアップロード及びダウンロードによる処理機能を用いる。

b ボランティア掲載情報の承認

団体がボランティア募集情報を作成した際、市が募集内容を確認し、承認することで、ウェブページに公開される。

(3) 安全対策

ア 藤沢市の安全対策

(ア) ウェブサイトにアクセスする際は、端末にアクセスすることができる者を東京オリンピック・パラリンピック開催準備室長に使

用を許可された必要最小限の職員に限定し、管理者専用画面へのアクセスに当たってはグローバルIPアドレス制限をかける。

(イ) ウェブサイト利用者の管理のためにファイルを作成する場合は、パスワード設定を行うと共に、作業完了後に不要なファイルは削除する。

(ウ) やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄する。

イ 受託者の安全対策

チームFUJISAWA2020ウェブサイト作成・運用等業務については、プロポーザルで受託者を選考することとしており、2021年（令和3年）2月から契約締結を予定している。当該受託者に求める安全対策は、次のとおりとする。

(ア) 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠することができる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。

(イ) 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じる。

(ウ) 個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、情報の無断持ち出しの禁止を徹底する。

(エ) 業務目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体については、業務履行完了後に記録媒体に含まれる当該業務に係る情報をすべて消去する。なお、指示に応じて、記録媒体を確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄する。

(オ) 情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報のアクセスを制限することができる機能を備える。ユーザーがアクセス可能なデータや実行可能な権限は、業務要件に対して必要最小限となるようアクセス制御する。

(カ) 外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないよう、情報を保存する機器の内部ネットワークに設置する。

(キ) アクセス記録等が窃取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じる。

(ク) 利用者のアクセス権を適切に管理するため、利用者が用いるアカウント（識別コード、認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備える。

(ケ) 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路のすべてにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能である。

(コ) サーバ、ネットワーク機器は、管理区域（ネットワークの基幹機器、重要な情報処理システムに係る機器等を設置し、専ら当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋又は電磁的記録媒体の保管庫）に設置又は保管し、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって入退室の管理を行い、許可されていない立入りを防止する。

以上に加え、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市情報システム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書並びにウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書を遵守して、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期（予定）

ア 団体の会員登録

2021年（令和3年）7月1日以降

イ ウェブサイトの一般公開

2021年（令和3年）9月1日以降

(5) 提出書類

ア 概要説明資料

イ 利用規約（案）

ウ 「チームFUJISAWA2020」ウェブサイト作成・運用等業務委託契約書（案）

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、ウェブサイトの構築により、多くの情報の迅速かつ正確な把握、管理及び処理を可能とすることで、団体と活動希望者がつながり、ボランティア活動を促進する環境が整備されることから、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)のア及びイにおいて示

す安全対策は、次のとおりである。

ア 藤沢市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(イ)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(イ), ア(ウ)

(エ) 日常的な安全対策

ア(ウ)

イ 受託者の安全対策

(ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置

イ(イ)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(オ)

(ウ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

イ(オ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(カ), イ(ケ)

(オ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

イ(エ)

(カ) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置

イ(ウ)

(キ) 日常的な安全対策

イ(ア), イ(キ), イ(コ)

(ク) その他安全対策を高めるための措置

イ(ク)

以上に加え、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市情報システム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書並びにウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書を遵守して、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況の報告を求め、調査を行うことについて留意すること、及びボランティア募集情報の内容を確認する際に、団体の適格性をチェックした上で承認することを要望する。

以 上